

再生利用等実施率目標について（案）

1. 現行の再生利用等実施率目標について

現行の再生利用等実施率目標は、農林水産省統計部が実施した「食品循環資源の再生利用等実態調査」の調査結果を活用して以下の手順により設定したところ。

- ① 平成 17 年度の調査実績をもとに、平成 19 年度を基準として各調査対象ごとの翌年度の基準実施率（判断基準省令において、個々の事業者の取組状況に応じた再生利用等の実施率目標。）を算出し、総務省「事業所・企業統計」により算出した係数で推計。
- ② 調査対象ごとに算出された①の推計値を業種別に積上げ全体を推計。
- ③ 翌年度からは①、②を繰り返し、平成 24 年度に到達する推計値を算出し、目標値を設定。

2. 新たな再生利用等実施率目標について

定期報告及び食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省統計部が食品廃棄物等の発生量が 100 t 未満の事業者を対象に実施）を活用して、現行の目標値の設定の手法と同様の方法で平成 19 年度を基準として平成 31 年度の目標値を算定した。

算定の結果、平成 31 年度の目標値は、食品製造業が 95%、食品卸売業が 70%、食品小売業が 55%、外食産業が 50%とする。